

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2025 年 4 月 15 日

第 2 次トランプ政権における関税政策への対応について ～広範な追加関税によるサプライチェーン・移転価格への影響～

Executive Summary

- 第 2 次トランプ発足後、相互関税等の広範な追加関税政策が公表、実施されている。
- 政策の動向は日々刻々と状況が変わり、不確実性の高い状況下ではあるが、グローバルに事業を展開する企業として、早期に追加関税政策の影響を把握し、戦略を検討することが推奨される。また、戦略の検討の際、移転価格税制の対応を考慮することが必要となる。
 - ① 短期的には、新たな関税政策による追加負担額の把握と取引価格の調整についての整理や米国が関連する移転価格事前確認（Advance Pricing Arrangement：以下「APA」）への対応が求められる。
 - ② 中長期的には、サプライチェーン関連取引の可視化に基づくリスク管理の改善と、柔軟な意思決定を可能にするシステムの構築が望ましい。

2025 年 1 月 20 日に発足した第 2 次トランプ政権の目玉政策として挙げられた『アメリカファーストの貿易政策』により、大統領就任以降様々な関税政策が公表されている。特に 2025 年 4 月 2 日に発令された大統領令に基づくいわゆる「相互」関税は、広範かつ高率の追加関税賦課となるものであり、企業活動等への影響は甚大なものとなることが懸念されている。相互関税については、中国を除くほとんどの国に対しては、政府間協議のための猶予期間を設ける趣旨で、実施直後に 90 日間の停止が決定されるなど日々刻々と状況が変わっている。グローバルでビジネスを展開する企業においては、正確な情報を集め、早期に対応を検討し準備を進めることが推奨される。本稿では、グローバルでビジネスを展開する日本企業に特に影響が大きいと考えられる米国関税政策を紹介するとともに、主に移転価格の観点からの対応の検討を行う。

1. 大統領令措置等による広範な追加関税の賦課

(1) 「相互」関税がほぼ全ての貿易相手国の品目に対して発効、例外措置は限定的

2025 年 4 月 2 日、トランプ政権は国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act：IEEPA）のもと、同日に発令された[大統領令](#)（以下「本大統領令」）（The White House ウェブサイト（英語））で宣言された国家緊急事態に基づき、「大規模かつ持続的な」物品貿易赤字による「米国の国家安全保障と経済に対する」脅威に対処するため、米国に輸入されるほぼ全ての品目に対して以下の「相互」関税の賦課を決定した。

- 2025 年 4 月 5 日以降、別途定めのある場合を除き、カナダとメキシコを除く全貿易相手国の全品目に対する 10% の関税、及び
- 2025 年 4 月 9 日以降、別途定めのある場合を除き、本大統領令の[付属書](#)（The White House ウェブサイト（英語））に記載された 57 の貿易相手国の全品目に対する 11% から 50% までの範囲での個別の「相互」関税引上げ

これらの関税は、その他の適用される追加関税及び手数料等に加えて賦課される。以下に該当する場合は、適用免除となる。

- カナダとメキシコから輸入される全品目
- 米国関税率表（Harmonized Tariff Schedule of the United States：以下「HTSUS」）[コラム 2](#)（アメリカ国際貿易委員会ウェブサイト（英語））の関税率が適用されるキューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシの全品目
- 全ての個人的な通信、寄附、情報資料、及び合衆国法典第 50 編第 [1702 条 \(b\)](#) ^(*)に規定される通常の旅行に付随する取引
- 1962 年通商拡大法第 232 条（以下「第 232 条」）に基づく追加関税の対象となる全[鉄鋼](#)^(*)及び[アルミニウム製品](#)^(*)及びその派生品目（以後改正により追加されたものを含む）
- 第 232 条に基づく追加関税の対象となる全ての[自動車](#)^(*)及び自動車部品
- 銅、木材、医薬品、半導体^(**)、金地金（bullion）、特定重要鉱物、エネルギー及びエネルギー製品を含む本大統領令の付属書 II に記載されている全品目
- 将来的に第 232 条に基づく追加関税の対象となる可能性のある全品目（未定だが、トランプ政権の口頭での示唆によると[付属書 II](#)（The White House ウェブサイト（英語、PDF））に記載されている品目が追加対象となる可能性あり）

(*) United States Code ウェブサイト（英語）

(**)半導体については、2025 年 4 月 13 日に、ラトニック商務長官が、「今後 1 ～ 2 カ月のうちに半導体関税を導入する」旨表明したのに加えて、翌 14 日には、トランプ大統領が、4 月 21 日の週に半導体関税に関する具体的な発表を行う旨発言。

さらに、輸入品の価値の 20%以上が米国原産の部品又は材料で構成されている場合、これらの「相互」関税が部分的に免除される。

本大統領令に関する、その他の注目すべき規定は以下のとおりである。

- メキシコ・カナダからの輸入品に対する追加関税免除の終了の可能性の示唆。メキシコ及びカナダに対して 2025 年 3 月 4 日より適用開始された追加関税（「フエンタニル／移民 IEEPA 関税」）について、同 7 日に米国-メキシコ-カナダ協定（USMCA）の適格品目に対する追加関税の免除が発表された。トランプ政権は複数の記者会見においてこれを 2025 年 4 月 2 日に終了する可能性があるとし示唆していた。本大統領令によると、現時点では引き続き有効であるものの、カナダとメキシコに対するフエンタニル／移民 IEEPA 追加関税が撤回された場合、USMCA に適格でないカナダとメキシコの品目には 12%の「相互」関税率が適用される（USMCA 適格品目は引き続き無関税）。
- 800 ドル未満の特定の少額輸入に対する関税が免除されるデミニミス・ルールについて、「適切なシステムが整備され、迅速に関税収入を処理及び徴収できるようになれば終了する」という声明が出されている。

尚、本大統領令には、これらの相互関税に対する関税還付の禁止規定が含まれていないことが注目される。関税還付の禁止は、2025 年 4 月 2 日以降に[ベネズエラ産原油・ガスを直接若しくは間接的に購入又は輸入](#)（Federal Register ウェブサイト（英語））する国の全ての品目に対する追加関税を除き、トランプ大統領 2 期目の在任中に発令された全ての追加関税法案に含まれていたものである。

(2) 乗用車、軽トラック、及び部品に対する第 232 条関税の対象となる HTSUS コードのリストが公開

2025 年 3 月 26 日、トランプ大統領は第 232 条に従い[大統領布告 10908](#)（The White House ウェブサイト（英語））を発令し、乗用車、軽トラック及びその特定の部品に対して 25%の追加関税を課した（USMCA 適格品の米国品目の免除あり）。当該関税は 2025 年 4 月 3 日から乗用車及び軽トラックを対象とし、部品に対しては 2025 年 5 月 3 日までに発効される予定。2025 年 4 月 3 日に付属書 I が[連邦官報](#)（Federal Register ウェブサイト（英語））にて公開され、詳細が公表された。

付属書 I は、これらの関税の対象となる HTSUS 分類番号のリストを提供し、2025 年 5 月 3 日に発効することを明確化した。HTSUS 分類番号には、2025 年 3 月 26 日に公開された大統領布告に明記されている「エンジン及びエンジン部品、トランスミッション及びパワートレイン部品、電気部品」に加え、タイヤ、ホイール、ガラス、ミラー、エアコンユニット、バッテリー、ライト、ワイパー、ラジオ、配線セット、ボディ、バンパー、シートベルト、ラジエーター、エアバッグ、車軸、ハンドル、シートなどが含まれている。

これらの関税は、他に適用される全ての関税（ただし、上記の相互関税は除く）及び手数料に加えて課され、免除対象は限定的である。

2. サプライチェーン戦略の検討には取引の可視化と体制の整備が必須

企業にとってサプライチェーンの課題を効果的に解消する仕組みを検討することが常に求められるが、現在の状況下においては、これまでよりも厳格にサプライチェーン戦略を評価し構築する必要が生じている。



トランプ政権の新しい関税政策の影響を軽減するための選択肢を模索するには、原価項目、製品フロー、サプライヤーの選択肢等様々なサプライチェーンの要素を詳細に検討する必要がある。今後のサプライチェーンの検討は、one-time の費用対効果分析によるものでは十分とはいえない。正確なサプライチェーンの可視化に基づき、状況に応じた迅速な行動が行える基盤を整えることで、リスク管理を改善するとともにシステムを強化し、貿易管理の調整に対応できる仕組みを構築することが求められる。

また、実際のサプライチェーンの検討には、人的資本及び税務の検討が欠かせない。サプライチェーンの重要な変更は人的資本の拡充・移動等を伴う可能性が高く、その実現可能性が戦略を遂行する上での足枷となることも考えられる。したがって、戦略の検討時においては潜在的な人的資本の問題を事前に把握しておく必要がある。

なお、税務上の検討はサプライチェーンの検討の基盤となるものである。関税分類、原産地、関税評価額等の直接的な関税要素の検討のみならず、関税評価の基盤となる移転価格の取扱いの確認も必要となる。移転価格税制は、独立企業間原則に基づく適切な利益の配分を決めるものではあるが、これまでにない関税政策の導入に伴い、国別の「適切な利益」についてのルールが大きく影響を受ける可能性が認められる。移転価格の取扱いについては、税務当局との見解が異なる場合に、更正金額が多額に及ぶことが多いことから、リスク管理の項目として重要度が極めて高い。さらに現在の状況下において、国際的な規範となる「独立企業原則」の解釈についても不透明さが高まっている。

不確実性に対応するため、対米輸出を行う企業は、移転価格税制・関税の影響も考慮したグローバルサプライチェーン戦略の検討が必要となるだろう。特に、今回の追加関税措置は、対象国も対象製品も広範であり、その影響範囲が極めて大きい¹。これまで関税やその他の貿易措置を視野にいたしたサプライチェーンの検討に重点を置いてこなかった企業も、グローバルサプライチェーンの包括的な把握、対米輸出製品のサプライヤー、原産地、取引フローなどの実態調査を行い、税コスト増の影響を緩和するオプションの検討を進めることが推奨される。あわせて、グローバルなサプライチェーンの管理体制として、移転価格及び関税の要素も含めた取引の可視化を行い、迅速な意思決定を行えるシステムを構築することが望ましい。

不確実性の高い状況下において、各国の政策動向を注視するとともに、最も適切なサプライチェーンを構築し、当該サプライチェーンで自らの採る移転価格方針について合理的な説明を準備しておくことが企業価値を維持するための防御策と考えられるだろう。

¹ これまで関税の対象とならなかった医薬品等の項目についても関税政策が検討されている。これらの産業を行う企業は関税要素（関税分類、原産地等）の把握・管理を十分に行ってこなかったことが考えられ、特に取引の可視化が急務と考えられている。

3. 移転価格実務への影響

米国追加関税による日本企業の移転価格実務への影響として喫緊の課題となる事項について検討を行う。喫緊の課題として、(1) 米国への輸出に係る移転価格調整及び (2) 日米事前確認の対応が挙げられる。

(1) 米国輸出に係る移転価格調整

今回の追加関税政策による米国輸入価格上昇の影響で、米国拠点の売上原価が増加し、利益水準が関税発動前と比較し大幅に低下する可能性がある。米国子会社の利益水準を一定に管理する移転価格ポリシーを実行している場合には、関税負担後の米国関連者の利益水準が独立企業間利益率となるように移転価格調整を行うべきかどうか論点となろう。

低下した利益水準に基づき、関税負担後の米国関連者の利益率がターゲット利益率となるように調整を行えば、追加関税の負担は、日本の親会社等のグループ内の他の関連者に転嫁されることになる。移転価格管理の一環として、仕切価格の調整、ロイヤリティー等の調整、価格調整金の支払等を検討するに当たり、関税負担前と負担後、いずれの利益水準を基準とすべきかには、本追加関税に関する各国の対応が不確定である中、明確な指針がない。

例えば、関税負担前の利益水準を基準として移転価格を設定した結果、関税負担後の米国子会社の利益率が独立企業間レンジを下回れば米国側で移転価格課税リスクを生じさせる可能性がある。一方、関税負担後の利益水準を基準とした場合には、取引相手国（日本を含む）の税務当局の関税負担に係る見方によって、当該国で移転価格リスクを生じさせる可能性がある。今回のような特別な状況下で、各国税務当局が調査においてどのような執行を行うかは不透明であるが、追加関税の負担者及びその負担割合を巡って複雑な議論が展開されることが予想される。

また、追加関税支払は、対米輸出を行う企業にとっては直接的な税コスト増となるため、販売単価を下げる方向にインセンティブが働くかもしれない。一方で、大幅な取引価格の変更は当該取引価格を米国輸入時の関税評価額とすることの妥当性についての議論を招く可能性がある点に留意が必要である。関税評価額と移転価格の関係について、各国関税当局の見解にはばらつきがあるが、移転価格分析や APA に基づき設定される取引価格は関税評価額の妥当性を説明するのに一定程度有用であるものの、それだけでは十分ではないというのが大勢の見方であり、米国の立場もこれに類する。輸入価格引下げの背景には今般の追加関税政策があることが明確である中、実務的にどこまでの関税調査執行が行われるかは判然としないが、関税評価額が以前の関税評価額と大きく異なることは、米国税関当局の精査の対象となる可能性を高めるであろう。

日ごとに状況が変わる環境下ではあるものの、対米輸出を行う企業は、関税負担前と後の利益水準と比較対象企業の利益率レンジの比較や、関税評価額の変動、移転価格調整方法に係るシナリオ検討等の影響分析を予め行っておくことが推奨される。

(2) 日米事前確認の対応

日米二国間事前確認制度（Advanced Pricing Agreement／Arrangement：APA）を利用している場合、追加関税の影響が大きい場合には、APA の重要な前提条件に関税負担についての言及があるかどうかにかかわらず、再協議となる可能性があることが示唆されている。実務的には、関税に係る影響額を分析し、APA 年次報告書で開示の上、審査を経て、必要に応じて日米税務当局間で協議を行うという対応が予想される。申請済み APA が審査中、又は協議中である場合には、当初申請ポジションには米追加関税の影響が加味されていないことから、まずは影響分析を行った上で、協議ポジションが再考されることになるだろう。さらに、申請済み APA の確認対象取引について申請ポジションにしたがい移転価格調整を実行しようとする場合には、当該調整が協議の行方に影響を与える可能性があるため慎重な対応が必要である。まずは関税負担の影響とその対応に係る納税者ポジションを整理した上で、事前に国税局・国税庁と協議を行うことが推奨される。

本ニュースレターは、2025 年 4 月 15 日現在の情報に基づいて執筆している。

（東京事務所 中島 美佐、武藤 功哉、牧野 宏司、山川 博樹、伊達 晶子）

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800（代）

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000（代）

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533（代）

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 7 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301